

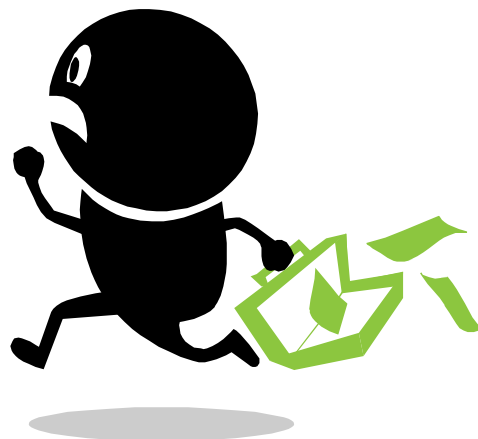
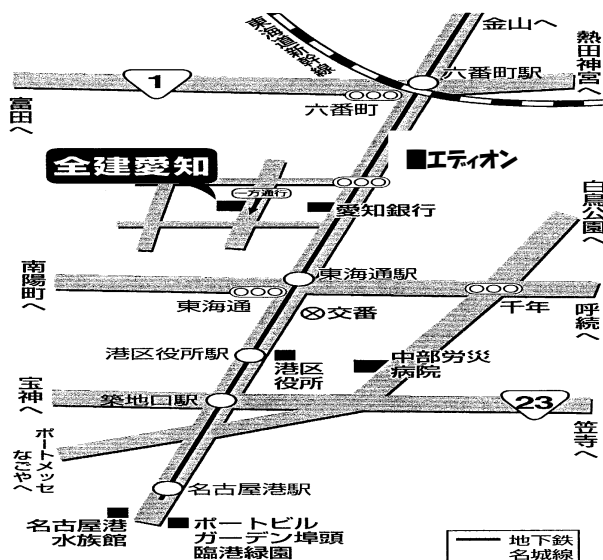
全建愛知／税金対策部・住宅対策部共催 ～消費税増税における工事請負契約の特例に対する講習会～ ～木材利用ポイント講習会～

消費税率は2014年4月に8%、2015年10月には10%にアップが予定されています。消費税増税にともなう影響範囲は販売や購買など広範囲にわたります。とくに、建設業などに多い、請負契約や工事進行基準の適用案件は、改正消費税法に関する正しい理解がなければ、思わぬトラブルが発生する可能性があります。そこで、税金対策部では、施行まで1年を切った消費税増税時の工事請負契約の特例についての講習会を開催します。

2013年4月1日から、地域材を活用した木造住宅の新築・内外装の木質化工事などの際に、ポイントを付与し、地域の農林水産品などと交換できる「木材利用ポイント制度」が始まりました。そこで、住宅対策部では、木材利用ポイント制度の概要・申請方法などについての講習会を開催します。

ぜひ、この機会にご参加いただき、理解を深めましょう。

- ◆日 時 2013年6月1日（土）午前10時～正午
- ◆会 場 全建愛知会館（名古屋市港区九番町4-1-10） 2階大会議室
- ◆内 容 『消費税増税における工事請負契約の特例について』
『木材利用ポイントについて』
※木材利用ポイントについての詳細は <http://mokuzai-points.jp/> をご覧ください
- ◆定 員 50名
- ◆申込・問合せ 全建愛知 税金対策部・住宅対策部まで
TEL：（052）659-0288・FAX：（052）653-0181



主催 全建愛知／税金対策部・住宅対策部

全建愛知／税金対策部・住宅対策部

「消費税増税における工事請負契約の特例に対する講習会」・「木材利用ポイント講習会」

【申込書】

組合員氏名	受講者	連絡先
		TEL : FAX :

上記の講習会を申し込みます。